

ケアセンター成瀬住民の会 会 則

第1章 総 則

第1条 この会は「ケアセンター成瀬住民の会」（以下本会という）と称し、本部をケアセンター成瀬（町田市成瀬台3-24-1）内におく。

第2条 本会は、急速に高齢化が進む本地域において、共に生き、共に支え合うという理念に基づき、社会福祉法人創和会及びNPOアップルサービスの中核として主体的にその運営に加わるとともに、独自の活動を行うことによって安心して暮らしつづけることのできるまちづくりを目的とする。また会員相互の連携と親睦を図る。

第3条 本会の目的に賛同し、会費を納入したものを会員とする。

第2章 事 業

第4条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) ボランティア活動
- (2) 地域ケアについての研究と実践
- (3) 福祉サービスの知識と技能の向上を図るための研修
- (4) 本会の活動を広めるとともに各種情報を提供するための広報活動
- (5) 会員の親睦と交流を図るための事業
- (6) 社会福祉法人「創和会」への支援活動
- (7) 特定非営利活動法人NPOアップルサービスとの交流と支援活動
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く

- | | | | |
|------------|----|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 | (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | (4) 会計担当 | 2名 |
| (5) 創和会担当 | 1名 | (6) NPO担当 | 1名 |
| (7) 専門委員会各 | 1名 | (8) 監 事 | 2名 |

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときは、その会務を代行する。
- (3) 事務局長は事務局を統括し、会務全般にわたってその業務を処理する。
- (4) 会計担当は会の出納管理に関する事務を行う。
- (5) 創和会担当は「創和会」の事業運営に関し、本会との連絡調整にあたる。

(6) NPO担当はNPOアップルサービスの事業運営に関し、本会との連絡調整にあたる。

(7) 各専門委員会は各委員会の活動について役員会に報告する。

(8) 監事は本会の業務執行状況と経理の監査にあたる。

第7条 第5条(1)(2)(3)(4)(5)の役員は【細則】役員選考規定において選考し(5)(6)(7)の役員は各担当組織において選考し、総会において承認される。

第8条 役員任期は2年とする。但し役員に欠員ができたときは、【細則】役員選考規定において選考し、役員会で承認の上、補充する。

第4章 総会

第9条 総会は通常総会、臨時総会とする。

2. 総会は会長が招集する。

第10条 通常総会は毎年4月に開催し、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 事業予算及び決算

(3) 会則の変更

(4) 役員承認

(5) その他重要事項

第11条 臨時総会は、役員過半数の要請があった場合、必要に応じて開催する。

第12条 総会及び臨時総会は出席会員をもって成立する。

2. 総会の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決す。

第5章 役員会

第13条 役員会は役員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。

2. 役員会は必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。また役員過半数が必要と認めた場合、会議事項を示し招集する。

3. 役員会の議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。可否同数の時は議長がこれを決す。

第6章 運営協議委員会

第14条 本会は、より多くの会員の意見を活動に反映させるため運営協議委員会を置く。

2. 運営協議委員会は、自薦、他薦により登録された委員、ならびに本会役員によって構成する。

3. 運営協議委員会の座長は会長が務める。

4. 運営協議委員会は会長が必要とみとめたとき、及び委員の過半数の要請があったときこれを招集する。
5. 運営協議委員会は次の事項を討議する。
 - (1) 役員会より諮問された議題
 - (2) 委員より提案された議題
6. 運営協議委員会の議事は3分の2をもって決定する。
7. 委員の任期は1年とする。

第7章 専門委員会

- 第15条 本会の目的を推進するために、次の専門委員会を置く。
- (1) 地域ケア委員会
 - (2) 研修委員会
 - (3) 広報委員会
 - (4) 行事委員会
 - (5) ボランティアグループ会議
 - (6) ホームページ委員会
2. 各委員会は会員（自薦・他薦）によって構成する。
 3. 正副代表は委員の互選で選出する。
 4. 委員の任期は2年とする。

第8章 資産及び会計

- 第16条 本会の資産は次のもので構成する。
- (1) 会費
 - (2) 寄付金
 - (3) 助成金
 - (4) 資産収入
 - (5) 事業収入
 - (6) その他収入
- 第17条 資産は会長が管理する。その管理方法は役員会の決議により、これを定める。但し、その用途または管理方法について指定された資産はその指定に従わなければならない。
- 第18条 会費は、年会費一世帯2,000円とする。
2. 既納の会費は、その理由を問わず返還しない。
 3. 会費の納入は、ケアセンター成瀬内の住民の会窓口に持参するか、所定金融機関の指定口座に振り込むものとする。
- 第19条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- 第20条 会計の収支決算は、監査を経た後、総会に報告しなければならない。

第9章 事務局

- 第21条 本会の運営を円滑に行うため事務局を置く。
2. 事務局は事務局員若干名をもって構成し、事務局長がこれを統括する。
 3. 事務局は次の業務を行う。
 - (1) 総会に関すること
 - (2) 運営協議委員会に関すること

- (3) 会員の入退会に関する事
- (4) 会費納入に関する事
- (5) 各専門委員会の連絡調整
- (6) 本会の窓口業務
- (7) その他、本会の管理等に関する事

4. 必要に応じて、事務局長は事務局連絡会を招集する。

第 10 章 顧 問

第 22 条 会長は役員会の承認を経て、顧問を委嘱することができる。

2. 顧問は役員会の諮問に応ずるほか、本会の運営・業務について意見を述べることができる。

附則 この会則は平成 8 年 4 月 30 日より施行する。

平成 12 年 4 月 30 日改正

平成 14 年 4 月 21 日改正

平成 15 年 4 月 26 日改正

平成 16 年 4 月 25 日改正

平成 17 年 4 月 24 日改定

平成 22 年 4 月 25 日改正

平成 28 年 4 月 24 日改定

【細 則】役員選考規定（平成 22 年 4 月 25 日 通常総会で報告）

第 1 条 〈役員選考委員会の設置〉

任期満了に伴う役員候補を選考するため、改選年 2 月に役員選考委員会（以下「委員会」）を設置する。

第 2 条（委員会の構成）

委員会は、運営協議委員会、各専門委員会より 1 名ずつ選出された 6 名及び会長の 7 名の委員によって構成され、座長は会長が務める。

第 3 条（候補者の受付）

役員候補は自薦、他薦とし、受付期間に委員会に提出するものとする。

第 4 条（審査と選定）

委員会は、役員候補受付後、候補者の適正を審査し、会長 1 名・副会長 2 名・事務局長 1 名・会計担当 2 名・監事 2 名の候補を選考し役員会に報告するものとする。

第 5 条（委員会の任務）

委員会は、役員会において役員候補が承認された後その任務を終了するものとする。

第 6 条（役員欠員の補充）

任期途中において役員が欠員を生じた場合の補充選定はこの規定に準ずるものとする。

第 7 条 この細則は運営委員協議会の同意により変更することができる。